

法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書表示における意見

付加価値割・資本割を販売費及び一般管理費に計上して標記するのには反対である。
理論上、「販売費及び一般管理費」として処理するのは理解できるが、実務上「申告所得」を算出するまで、「営業利益」「経常利益」を計算できないのは、非常に問題がある。

また、住民税の均等割部分を「法人税・住民税及び事業税」に計上しておきながら、事業税の付加価値割・資本割を「販売費及び一般管理費」にて処理するのは矛盾していると思われる。

よって事業税全てを「法人税・住民税及び事業税」として処理したい。